



一般廃棄物処理業許可書

住 所 滋賀県湖南市三雲 36 番地 2

氏 名 株式会社三峰環境サービス
代表取締役 三峰 誠植 様

草津市長 橋 川 渉



令和7年5月29日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可申請については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項または第6項の規定により、条件を
付けて次のとおり許可します。

記

営業所の所在地 および名称	滋賀県草津市大路三丁目3番3-208号 株式会社三峰環境サービス
取扱廃棄物の名称	・粗大ごみを除く事業系一般廃棄物 ・家庭廃棄物のうち、同居者のない者の遺品整理または世帯 員全員が次に掲げる者のみで構成される世帯において、一 時的に多量に発生するもの ①65歳以上の者 ②障害者基本法第2条第1号に規定する障害者 ③介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受け ているものまたは生活保護法第15条の2第1項に規定 する要介護者
業 種	収集運搬業
許 可 期 間	令和7年7月4日から令和9年7月3日まで
許 可 番 号	草津市許可一廃第39号
処 理 料 金	草津市手数料条例に定める処分手数料に適正な 収集運搬料を加算した額とする。
営 業 の 区 域	草津市内全域
許 可 の 条 件	裏面に記載

一般廃棄物処理業の許可に係る条件

- 1 一般廃棄物の収集運搬業に係る一般廃棄物の取扱いにあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号および第4条の2第1号の基準によること。
- 2 業務の運営に当たっては、その改善向上に留意し、常に関係法令、条例等を遵守すること。
- 3 一般廃棄物の取扱いについて、万一関係法令、条例等に違反する事実があつたときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3および第7条の4、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第14条第1項または草津市一般廃棄物収集運搬業許可業者に対する処分に関する要領に規定する処分を行う。
- 4 一般廃棄物収集運搬業者が、市の処理施設へ搬入する場合は、次に定めるところにより行うこと。
 - (1) 市の処理施設への搬入に際しては、規則第4条および「クリーンセンターにおけるごみ搬入要領」の規定を遵守するとともに、係員の指示に従って搬入すること。
 - (2) 市の処理施設の管理上支障を生じる場合には、搬入を制限し、または停止することがある。
 - (3) 人体および処理業務に支障を及ぼす危険物、有害な廃棄物等を搬入しないこと。
 - (4) その他、市の職員の指示に従うこと。
- 5 許可申請書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を規則の定めるところに従い届け出ること。車両その他運搬設備の更新、増車等を行う場合も同様とする。
- 6 一般廃棄物収集運搬業者が業務を実施するに当たっては、使用車両に市の指示する方法により許可番号等を明示するとともに、車両の清潔保持に努めること。
- 7 許可書の取扱いについて
 - (1) 許可書は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。
 - (2) 許可期間の満了またはその他の理由により許可書が不要となったときは、規則第15条の規定により直ちに返還すること。

許可書を亡失し、き損し、または汚損したときは、規則第11条の規定により遅滞なく許可書の再交付を申請しなければならない。
- 8 毎月の実績を規則第16条の規定により、翌月10日までに報告すること。
- 9 一般廃棄物処理業に関する諸帳簿等は、常に整備し、その事業年度の終了後5年間保存しておくこと。
- 10 業務の実施に当たってはサービスに徹し、市民または事業者との間で信頼関係が保持できるよう留意するとともに事故等が発生した場合は、責任をもって処理すること。